

判決年月日	平成 2 7 年 3 月 2 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成25年（ネ）第10104号		
○複数の不法行為についてそれぞれ適用されるべき準拠法を判断した上、一部の不法行為については米国法に基づき、その余の不法行為については日本法に基づいて、不法行為の成立を否定し、請求棄却の原判決を維持して、控訴を棄却した事例			

（関連条文） 民法 709 条， 719 条， 法例 11 条 1 項， 法の適用に関する通則法 17 条， 19 条

1 事案の概要

本件訴訟は，故ジョン・ディアンジェリコが制作したギターのレプリカ・ギター（ベスタクス商品）を製造，販売する日本法人であるベスタクス株式会社（原審原告）の包括訴訟承継人である控訴人が，米国法人及び米国に居住する個人である被控訴人ら（原審被告ら）に対して，（1）被控訴人会社は，①ベスタクス商品と同一の形態で，同一のオリジナルのディアンジェリコ・ギターの標章を付した粗悪なレプリカ・ギター（被控訴人商品）を米国で販売して，ベスタクス商品との誤認混同を招き，ベスタクスの名誉及び信用並びにブランドイメージを毀損した（不法行為 1），②ベスタクスの商標の一つである「D' Angelico」の標章を無断で欧州共同体商標意匠庁に登録（本件欧州商標登録）し，ベスタクスの営業を妨害し，これを防ぐための経済的損失を余儀なくさせた（不法行為 2），③本件欧州商標登録が無効となるべきものであるにもかかわらず，これを理由とする警告書をベスタクスの英仏の代理店に送付するなどして，ベスタクスの名誉及び信用を毀損し（不法行為 3），④さらに，同様の内容を記載した警告書等をベスタクスの日本の取引先にも送付して，ベスタクスの営業を妨害し，名誉及び信用を毀損した（不法行為 4），（2）被控訴人 Y は，被控訴人会社にこれらの行為を教唆した，したがって，被控訴人らの行為は民法上の共同不法行為に当たる，と主張して，損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原判決

原判決は，不法行為 1 ないし 4 のいずれについても不法行為が成立するとは認められないとして，ベスタクスの請求をいずれも棄却した。

3 本判決

本件の主要な争点は，①国際裁判管轄の有無，②適用されるべき準拠法，③不法行為の成否である。

（1）国際裁判管轄の有無

本判決は，国際裁判官管轄については，原判決と同様に，不法行為 4 に係る請求については，日本国内でベスタクスの業務が妨害されたという客観的事実関係が明らかであるとして，また，不法行為 1 ないし 3 に係る請求は，不法行為 4 と密接な関係があるとして，

いずれの請求についても、我が国の裁判所の国際裁判管轄を認めた。

(2) 適用されるべき準拠法

本判決は、準拠法につき以下のとおり判断した（なお、原判決では準拠法についての判断はされなかった。）。

①不法行為１のうち、平成１９年１月１日前に加害行為の結果が発生したものについては、法例１１条１項の適用により、ベスタクスの名誉、信用及びブランドイメージの毀損という権利侵害の結果が生じた地である米国の法（コモン・ローについては、そのうち、ニュージャージー州の法）が準拠法となり、同日以降に加害行為の結果が発生したものについては、法の適用に関する通則法（通則法）１９条の適用により、ベスタクスの所在地である日本法が準拠法となる（後者については当事者間に争いがない。）。

②不法行為２については、法例１１条１項により、営業を妨害されない利益の侵害という結果が生じた地である日本法が準拠法となる。

③不法行為３については、ベスタクスの名誉及び信用毀損をいうものであるから、通則法１９条により、日本法が準拠法となる。

④不法行為４については、営業上の利益の侵害並びに名誉及び信用毀損をいうものであるから、通則法１７条及び１９条により、日本法が準拠法となる。

(3) 不法行為の成否

本判決は、不法行為１のうち平成１９年１月１日前のものについては、控訴人の主張するニュージャージー州のコモン・ロー上の①「無許諾の模倣行為」及び②「詐称通用」の成否について検討した。そして、ベスタクス商品にオリジナルのディアンジェリコ・ギターの意匠と異なる部分があるとしても、同部分がベスタクス商品の特徴として米国内の需用者に広く認識されていたとは認められないことなどから、仮に被控訴人商品の形態がベスタクス商品の形態と同一であるとしても、上記①には当たらない、米国内で販売されたベスタクス商品の「D' Angelico」の商標は、GHS社とのライセンス契約に基づいて付されたものであり、被控訴人会社は同ライセンス契約の終了後に新たにGHS社との間でライセンス契約を締結して同商標を付して販売したものであるから、同商標を付して販売することが詐欺的な販売行為であるということもできないなどのことから、上記②にも当たらないと判断した。また、不法行為１のうち、平成１９年１月１日以降のものについても、同様の理由により、我が国の民法上の不法行為に当たるとすることはできないと判断した。

また、不法行為２についても、米国内のベスタクス商品の商標はGHS社との間のライセンス契約に基づいて付されたものであり、被控訴人会社が、同ライセンス契約終了後に「D' Angelico」の標章を欧州共同体商標意匠庁に出願し、その直後に自らGHS社とライセンス契約を締結していることなどからすれば、本件欧州商標登録を受けたことがベスタクスに対する民法上の不法行為に当たるとは認められないと判断した。

さらに、不法行為３及び４についても、本件欧州商標登録に係る商標権が有効に存続している以上、ベスタクスの代理店及び取引先への警告書の送付行為は正当な権利行使の範囲を逸脱するものとは認められないなどとして、民法上の不法行為の成立を否定した。